

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十九条の二第三項の

規定による納付金の納付の手續等に関し必要な事項を定めること。

（本則関係）

第二 この政令は、公布の日から施行すること。

（附則関係）